

5 その他

(2) 改正介護保険法に係る地域密着型の福祉サービスの整備促進

経緯又は現状・課題

高齢者の尊厳を支えるケアの確立により、「介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたい」という思いの具体化が必要である。

改正介護保険法においては、施設型の福祉から、住み慣れた地域での生活を支えるという真の地域福祉の理念に基づき、小規模多機能型居宅介護事業等の地域密着型のサービスが創設され、平成18年4月1日から施行される。

小規模多機能型居宅介護事業については、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、身近な地域においてサービスを提供することで、24時間365日、在宅での生活継続を支援することを目的としている。

身近な地域でのサービス提供については、高齢者だけに特化されるものではなく、障害者・児童等の施策の展開も併せて実施されるべきである。特に、日本一の福祉先進県を唱える宮城県として、平成21年度からの福祉制度のあり方を見据えた取り組みが必要である。

運営については、事業者側の方針にも左右されるが、計画段階より市町村と住民参加の協働的な位置付けにより、市町村の力量が試されるため、県としても後方支援が必要である。

また、地域密着型のサービスを充実させるためには、地域単位での適正なサービス基盤整備が必要となるため、施策誘導・計画策定する立場の都道府県として、宮城県内における必要な整備量を早期に検討し、質と量の両面からサービスを充実させる必要がある。

共生型事業を全国的に発信している宮城県として、新規入所型等の施設の設置を控え、地域密着型サービスを拡大する方向性を打ち出すべきである。

提案する内容

1 事業の創設

改正介護保険法における小規模多機能型居宅介護に、障害福祉サービスを付加する事業所を拡大することを目的とした事業を創設する。たとえば、現行宮城県多機能型地域ケアホームモデル事業について、単価水準の低い障害福祉サービス付加分の補填として、共生型の運営が可能となるよう、適切な人材を配置できる仕組みに移行・拡充する。

小規模多機能型居宅介護＋障害者自立支援法案体系の事業＋（小規模多機能共生型促進事業）

2 プラン・県全体の整備計画等への反映

県の方針を明確にし、市町村・事業所に対して拡大へ向けた施策誘導を行う。また、都市部と農村部における地域格差の是正に繋げるよう整備計画を策定する。（指定・監督権限～市町村）

3 人材育成

人材育成の観点より、市町村職員以外にも、管理者・従事者等に対する改正介護保険法に係る研修・説明会等を充実させる。

4 関係機能との連携

住民参加、及び地域包括支援センターと小規模多機能型居宅介護事業の連携モデルの実施等

その他、根拠法令等

改正介護保険法 障害者自立支援法案

※改正介護保険法小規模多機能型居宅介護についても、障害者が利用できるよう、特区適用が必要である。